

職員の勤務労働条件について（本交渉）

令和2年3月12日（木）

局側：総務部職員課長他

組合側：市従市民生活支部支部長他

（局側）

昨年5月29日にお受けした「2020年度 勤務労働条件に関する要求書」に対する回答をいたします。

《局側から組合側へ回答文書を手交》

（組合側）

ただいま、局側より2020年度勤務労働条件に関する要求書に対する回答が示されました。

大阪市では、「市政改革プラン3.0素案」が示され、令和2～5年度において、市民が本市に暮らすことの満足度を向上させるため、生産性向上の視点を踏まえ、「市民サービスの向上」「コスト削減」「スピードアップ」をめざす新たな市政改革に取り組んでいくとしています。

支部は、単に行財政のみに視点をあてた、簡素・効率化のコスト論を優先した市政改革ではなく、「質の高い公共サービス」を提供し、大規模災害に備えた防災・被災対策を進め、基礎自治体としての公的役割と責務を果たし、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりに向けた、業務執行体制を構築することが、必要不可欠であると考えます。

また、現場は、この間の市政改革による人員削減で、組合員の努力と責任感だけでは、持ちこたえられない状況に達しています。人口減少が進む社会において、労働者の確保は、様々な産業で重要な課題となっており、自治体も対岸の火事ではありません。50歳以上の市従組合員の比率が50%を超える異常な組織構造のなか、支部は、大阪市の財産である、技能職員の「技術・知識・技能・経験」を未来に継承するために、所属としても人事室に採用再開の必要性を進言するよう求めておきます。

組合員は、日常業務を通じて市民・利用者の意見・要望を把握するとともに、市民の声を反映したより良い公共サービスの提供に向け、働き方改革に基づく業務改善を進め、大阪市のまちづくりに貢献していると自負しています。

2020年度の業務執行体制については、変更がないものと認識をしますが、さまざま

まな状況下においても、現場が日々の業務を円滑に遂行できているのは、技能統括主任を中心とした現業管理体制の努力の賜物であります。環境局に働く組合員は、誇りと責任感をもって、市民サービスの向上に向け、創意工夫をしながら業務をおこなっており、局としても改めて評価すべきであります。

支部は、組合員が働きやすい職場環境改善が必要であると考えており、熱中症対策の充実が必要不可欠であると考えますが、局としての考え方を聞いておきたいと思えます。

今後も、業務実態に応じた現業管理体制の更なる充実・強化をおこない、安心・安全なまちづくりに向けた、質の高い公共サービスを提供できる業務執行体制の確立と、局として組合員の士気が低下することのないよう「働きがい・やりがい」をもって業務に就くことができる適正な要員配置をおこなうよう求めておきます。

(局側)

ただいま支部長からもございましたが、われわれも、職員の方々が日常業務を通じて市民の意見・要望を把握するとともに、より良い公共サービスの提供に向け、日々創意工夫をしながら業務を遂行していただいていると認識しており、敬意を表します。

今年度も、技能統括主任を中心とした現業管理体制において、創意工夫を行いながら業務に従事いただいております。引き続き、市民サービスの向上に向け、これまで同様ご対応いただきたいと考えております。

次に、職員の方々に対する安全衛生対策は重要な課題であり、職場安全衛生委員会の活性化や各種研修の充実にも継続して取り組んでいくとともに、メンタルヘルスクエアを含めた職場の環境改善に引き続き努めてまいりたいと考えております。

特に、熱中症対策については、重要と考えていますから、長袖ポロシャツの導入を検討しております

なお、新規採用については、本市の方針に基づく対応を行う必要があると考えているところであり、ご理解ください。

(組合側)

労働災害の一掃、熱中症対策等をはじめとする安全衛生対策の充実・強化や心の健康問題については、組合員が健康で働き続けられる職場環境づくりにおいて、重要な課題であり、引き続き、局として主体性をもって取り組んでいただきたい。

また、次年度、2級班員制度が創設されます。市民ニーズが複雑・多様化していることに伴い、業務主任の負担が増えているという現状を踏まえ、業務主任を補佐する役割等を担い、現業管理体制を強化し、さらなる市民サービスの向上を図ることを目的に設置されますが、市民ニーズ、業務の性質、高度化にあわせた

設置になるように求めておきます。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う特別休暇の付与に係る通知がなされていますが、組合員の健康管理の観点、感染症拡大防止の観点、業務執行体制確保の観点それぞれに重要な中、難しい判断が求められる場面も想定されますが、職制として適切な判断をお願いします。また、職員へのマスクの支給についても検討願います。

最後に、経営形態及び事務事業の見直しに伴い組合員の勤務・労働条件を変更する場合は、労使合意が大前提という労使間ルールを遵守し、十分な交渉・協議を行うよう強く要請しておきます。

(局側)

種々のご指摘、要請をお受けしたところでありますが、さまざまな状況下において、適切に対処していきたいと考えております。

(組合側)

本日の局回答について、一定了解することとし、本交渉を終了します。

(局側)

以上をもちまして、本日の交渉を終了します。